

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 愛和会

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
また、理事長及び理事が評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
- 3 評議員選任委員が評議員選任委員会に出席したときは、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
- 4 交通費も同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
- 4 交通費の実費も同様とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
- 3 交通費の実費も同様とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬及び実費弁消費を支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、報酬及び実費弁消費を支払わないものとする。

3 交通費の実費も同様とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員等が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給するものとし、その額は3,500円とする。

2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(附則)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 平成29年4月1日規程名一部変更、第1条1項文言訂正、第3条第2項一部訂正、第3条第3項追加、第3項を4項に繰り下げ、第6条追加、以降繰り下げ、第7条第1項文言訂正する。